

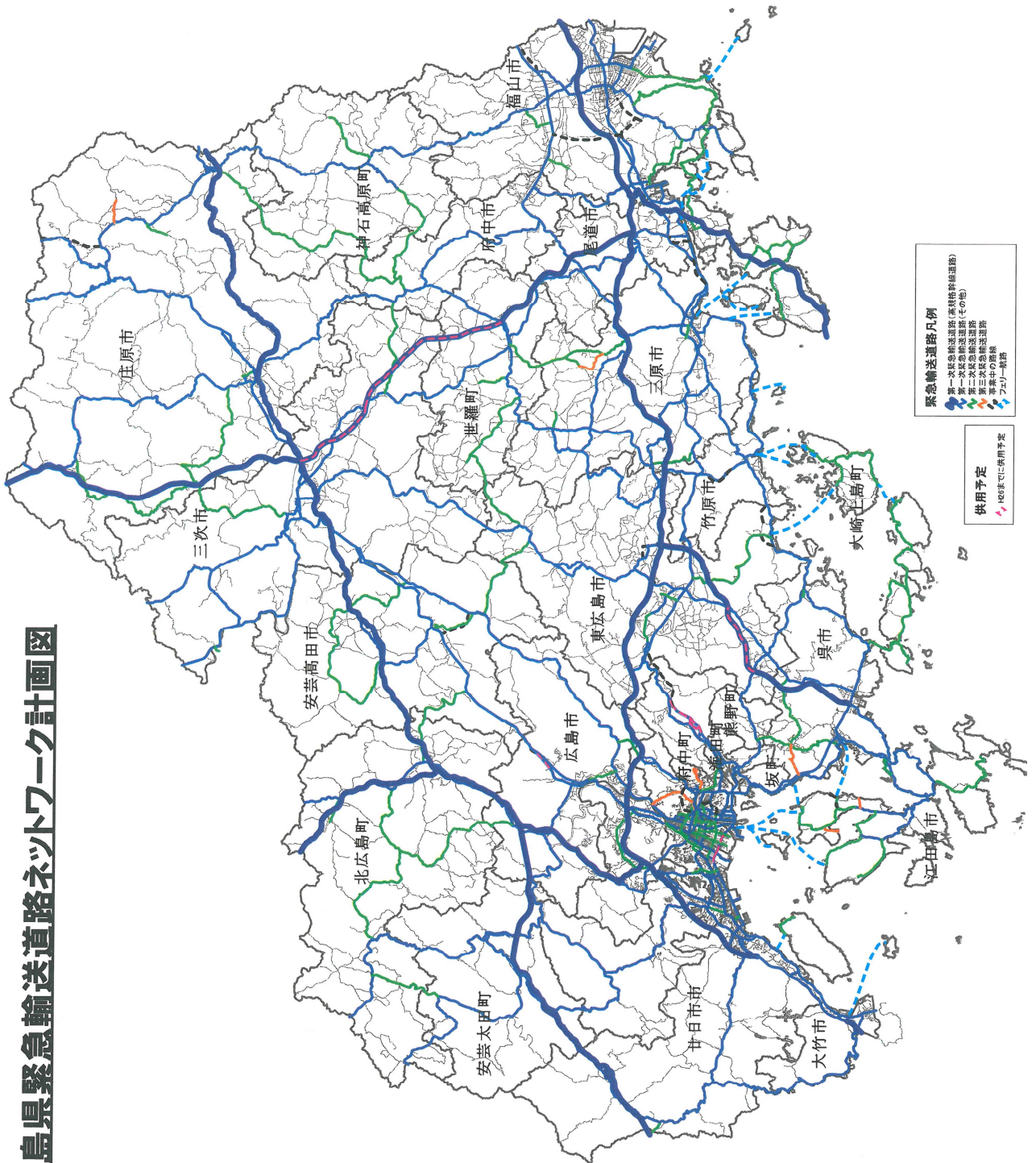
## 第2章 災害予防計画

## 第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 住民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 災害時要援護者対策に関する事項

# 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図



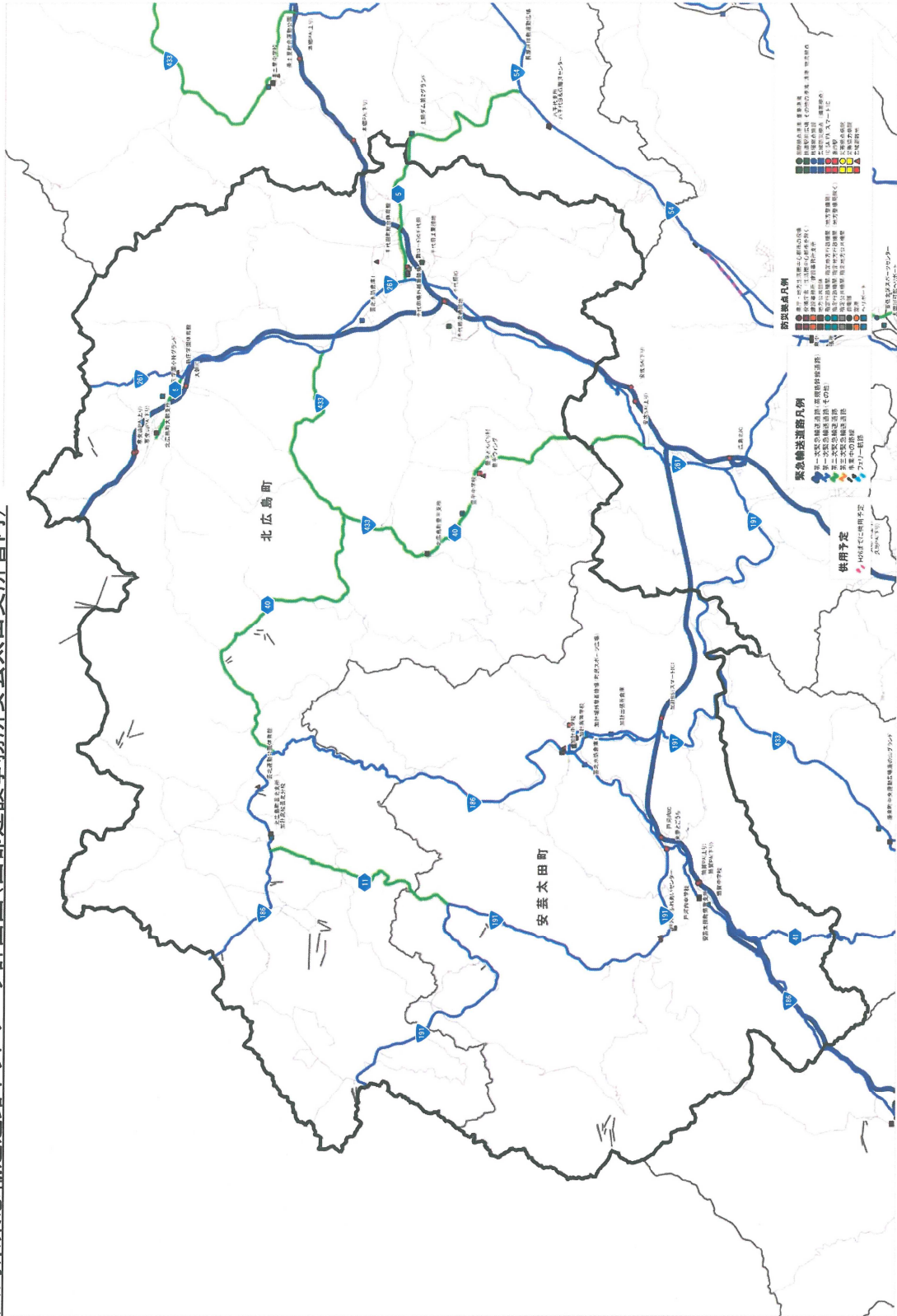
**緊急輸送道路凡例**

- 第一級緊急輸送道路 (高規格幹線道路)
- 第二級緊急輸送道路 (その他)
- 第三級緊急輸送道路
- 常時利用可能な道路
- 常時利用可能な道路
- フェリー航路

**供用予定**

- 2025年度までに供用予定
- 2025年度までに供用予定

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図(西部建設事務所安芸太田支所管内)



## 第2節 防災まちづくりに関する計画

### 1 方針

地震発生時には、本町においても、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強い町づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での密集地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、耐震性・防災性の向上を図るとともに、災害を防止・緩和するオープンスペース等の公共空間の整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまちづくりを目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災まちづくりを行うために、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を必要な事業について定めるものとする。

地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、防災関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図る必要がある。このため、県は、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される広島県地震防災戦略を策定し、その実施を図るものとし、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとし、町は、この戦略に沿った被害軽減を図るものとする。

### 2 防災上重要な公共施設の整備

#### (1) 防災上重要な建築物の整備

町は、庁舎や病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる防災拠点として利用する公共施設の耐震化に努める。

また、庁舎を始めとする公共施設を整備する場合には、防災拠点として活用できる施設・設備の整備に努めるとともに、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するため太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電

が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

## (2) 緊急輸送道路の整備

### ア 道路・橋梁の耐震性の向上

幹線町道の橋梁の点検を行い、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

### イ 幹線町道の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、幹線町道の道路改良、法面対策等の整備を計画的に推進する。

### ウ 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、ヘリポートの維持管理等を計画的に行う。

### エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

県及び町は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

町は、それぞれ耐震改修促進計画を定、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

## (3) 河川の整備

### ア 堤防等の耐震性強化

地震による堤防決壊による二次災害を防止するため、町内を流下する国・県管理の河川については、堤防強化、地盤改良等の河川整備を要望していくとともに、町管理の河川の堤防等については、堤防強化、地盤改良等による耐震性向上対策を実施する。

### イ 消火用水、生活水の確保

河川水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、階段護岸、取水ピット、水路網等の整備を推進する。

## 3 住宅、建築物等の安全性の確保

### (1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性の周知に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町内に所在する国、県、町指定等の文化財及びそれらを収容する資料館等の建築物について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

県及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 町営住宅の耐震化の推進

既設町営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、防災性の向上を図るため、老朽化した町営住宅の改修・建替を推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、町においては、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業者間相互の連絡整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽等の設置等を推進するとともに、被害の限定化及び復旧の迅速化を図るため、機動的な水道システムの構築に努める。

#### イ 下水道

##### (ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

##### (イ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への緊急連絡機器の整備を推進するとともに、下水道台帳の電算化等による施設管理情報のネットワーク化を進めることにより、応急復旧対策の迅速化を図る。

#### ウ 電力

##### (ア) 耐震性の向上

変電施設について、予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

##### (イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本として、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

#### エ ガス

ガス施設全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。

#### オ 通信

##### (ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

##### (イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- d 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- e 移動体通信設備の高信頼化

##### (2) ライフライン共同収容施設等の整備



災害時における水道、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

## 5 防災性の高い都市構造の形成

町は、町の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と協力を得て、防災まちづくり計画を策定し、町地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容反映させるように努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

### (1) 防災上重要な公共施設等の整備

#### ア 防災公園の整備

町は県と連携して、町地域防災計画に位置付けられた避難場所となる公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

#### イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

#### ウ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

#### エ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

### (2) まちの不燃化の促進

#### ア 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

#### イ 建築物の不燃化の促進

新築、増改築等の建築物について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 86 号）に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物についても、防火、避難施設の改善指導を行う。

### 第3節 住民の防災活動の促進に関する計画

#### 1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織や女性防火クラブの育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するように努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、町、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業や団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

#### 2 防災教育

地震災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、住民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

##### (1) 実施責任者

災害予防責任者（指定地方行政機関の長、町長、その他執行機関、指定公共機関、指定公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

##### (2) 実施内容

###### ア 防災思想の普及・徹底

住民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めて災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

#### イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

#### (ア) 啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- d 地震に対する心得
- e 地震・津波に対する一般知識
- f 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- g 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- h 災害情報の正確な入手方法
- j 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- k 出火の防止及び初期消火の心得
- l ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- m 自動車運転時の心得
- n 救助・救援に関する事項
- o 安否情報の確認に関する事項
- p 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- s 高齢者、障害者などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- v その他必要な事項

#### (イ) 啓発方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター等の作成・配布

- b テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用
- c 新聞、広報紙、ちゅぴCOM、ホームページ、その他の広報媒体の活用
- d 映画、スライド等の活用
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- f その他の方法

#### ウ 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

#### エ 児童生徒に対する教育

町は、児童生徒に対して、学校教育等を通じて地震に関する知識や避難の方法等について周知徹底を図る。

#### オ 自動車運転者に対する啓発

山県警察署及び町は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

#### カ その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

#### キ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

### 3 防災訓練

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

#### (1) 実施責任者

災害予防責任者

#### (2) 実施内容

##### ア 防災訓練の実施

(ア) 町は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、災害対策本部の設置・運用訓練、要配慮者への情報伝達訓練等の防災訓練を行う。

(イ) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画等に基づき、防災訓練を行う。

(ウ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

##### イ 職員の動員訓練

町及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万

全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

#### ウ 通信運用訓練

町及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

#### エ 防災訓練に対する協力等

(ア) 町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(イ) 各防災関係機関は、県や町が実施する防災訓練に積極的に協力するものとする。

### 4 消防団への入団促進

#### (1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

#### (2) 実施責任者

町長

#### (3) 実施内容

町長は、消防団員数の確保とともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ (社)全国消防機器協会等会社社員の入団促進

ウ 女性消防団員の入団促進

エ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進

オ 消防団員の活動環境の整備

カ 消防団と事業所の協力体制の推進

### 5 地区防災計画の策定等

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める

ものとする。

## 6 自主防災組織の育成・指導

### (1) 目的

地震災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進する。

### (2) 実施責任者

#### ア 町

町は、自主防災組織の育成、指導に努める。

#### イ その他の災害予防責任者

町の行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

### (3) 実施内容

町は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際には、男女共同参画の促進に努める。

#### ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

#### イ リーダー養成のための講習会等の開催

#### ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

#### エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

### (4) 自主防災組織の編成

自主防災組織は行政区等を基本として、適正な単位に編成する。また、編成に当たっては、昼夜あるいは平日・休日の別なく活動できるよう編成に留意する。

### (5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び地震災害時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

#### ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集及び伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及

(ウ) 防災訓練の実施

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 防災資機材等の備蓄・整備

#### イ 地震災害時の活動

(ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導活動

- (エ) 避難行動要支援者の避難支援
  - (オ) 救出救護活動
  - (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力
- (6) 県の協力・支援

県は、町の行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力するものとする。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援するものとする。

## 7 ボランティア活動の環境整備

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

### (1) 実施責任者

町、県、日本赤十字社広島県支部及び北広島町社会福祉協議会

### (2) 実施内容

ア 町は災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握しておくものとする。

イ 町は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練を行う。

ウ 県及び町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 県及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

オ 日本赤十字社広島県支部及び北広島町社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

カ 広島県社会福祉協議会及び北広島町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動

支援やリーダーの育成に努め、県及び町は、それを支援する。

キ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

## 8 企業防災の促進

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

### (1) 実施責任者

町、県、企業、商工会・商工会議所

### (2) 実施内容

企業は、地震災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県・町等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、県、町及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。



## 9 県民運動の推進

### (1) 目的

住民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、住民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

### (2) 内容

住民、自主防災組織等、事業者、町及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

#### ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

#### イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害への備えること。

## 第4節 調査、研究に関する計画

### 1 方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために、地震災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

### 2 実施責任者

災害予防責任者

### 3 実施項目

- (1) 地震災害の原因及び地震災害に対する措置等について科学的、技術的な調査研究への協力
- (2) 調査研究の結果の公表（本町に関する部分）

### 4 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震を想定し、被害想定調査を実施している。町は、この調査結果を、地震災害対策の基礎データとし、関係防災機関等とともに、その活用を図ることとする。
- (2) 町は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努めるものとする。  
また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (3) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、町域の構造的変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

### 1 方針

防災関係機関は、地震が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

### 2 災害発生直前の応急対策への備え

#### (1) 配備動員体制の整備関係

##### ア 町の配備動員体制

町長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練研修を通じた職員の資質向上に努める。

##### イ 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

##### ウ 業務継続性の確保

町等の防災関係機関は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

#### (2) 緊急地震速報の伝達関係

町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

#### (3) 住民等の避難誘導関係

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

##### ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者

の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

#### イ 指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

##### (ア) 指定避難所

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

##### (イ) 福祉避難所

a 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

b 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

#### ウ 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

##### (ア) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況に

ついて十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15~10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

(イ) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(ウ) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

(エ) 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

#### エ ハザードマップの作成・周知

町は、地震動の大きさ、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

なお、ハザードマップの作成にあたっては、広島県地震被害想定を基に作成し、次の事項について記載するものとする。

(ア) 町地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所に関する事項

(ウ) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

(エ) 浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

#### オ 避難計画の作成

(ア) 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

(イ) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

a 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

b 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

## カ 避難の誘導

(ア) 避難行動要支援者の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

### (4) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 3 災害発生後の応急対策への備え

### (1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達関係

#### ア 情報ネットワーク等の整備

町及び防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

#### イ SNS等による情報伝達

町は、SNSによる伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所との情報連絡についても同様とする。

#### ウ 災害広報実施体制の整備

町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質の向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

### (2) 情報の分析整理

県及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関

連技術の導入に努めるものとする。

また、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

### （3）通信機能の整備方針

ア 町及び防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を町民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や情報発信システムの構築をすすめるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 町と県は、地震災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛生携帯電話等の導入を図り、災害対策本部間等の連絡を確保する。

エ 町及び防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

オ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実に努めるとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

カ 町及び通信機能を有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

キ 町及び防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

## 4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

### （1）自衛隊災害派遣関係

ア 町及び関係機関は、平素から、町及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 町及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものと

する。

ウ 町及び防災関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との重複を避けるものとする。

## (2) 相互応援協力関係

ア 町及び関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

県及び町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ 県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

## 5 救助・救急、医療、消火活動への備え

### (1) 医療、救護活動関係

#### ア 連携体制

町は、地震災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

#### イ 通信手段の確保

町は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものと



する。

## (2) 消防活動体制の整備関係

ア 町は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

### (ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

### (イ) 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民、自主防災組織、事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に、危険物を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初動消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 地震発生直後の火災を早期に見るとともに、防火水槽の破損及び道路の状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

## (3) 危険物等災害応急対策関係

地震の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

## 6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

## 7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

### (1) 避難対策のための整備関係

#### ア 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県及び町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

#### イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等

(ウ) 要配慮者にも配慮した施設・設備

(エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

(オ) 食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

(カ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物の受入れや飼養について、担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。

(キ) 必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ウ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

オ 県及び町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

## (2) 住宅対策関係

町及び県は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

## (3) 帰宅困難者対策関係

地震等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び町は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

## (4) 孤立集落対策関係

地震等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、町は、行政区や自治会など、地域の状況に適した単位で孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ ちゅピCOM音声告知端末、衛星携帯電話など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

## (5) 感染症の自宅療養者等対策

県の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

## 8 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び町等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活

必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

#### (1) 食料供給関係

ア 町及び県は、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 町及び県は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

#### (2) 給水関係

ア 町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

##### (ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

##### (イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

##### (ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

#### (3) 生活必需品等供給関係

町及び県は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

#### (4) 救援物資の調達・配送関係

地震により、町内で大規模な災害が発生し、市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

県及び町は、国が構築する物資調達・輸送等調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

#### 9 燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるとともに、災害発生後においては、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

#### 10 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

#### 11 建設業等の担い手の確保・育成

県及び町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

#### 12 空家状況の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

### 1.3 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

### 1.4 文教関係

#### (1) 避難計画の作成

学校の管理者（町立学校にあつては町教育委員会、県立学校及び私立学校にあつては、学校長）は、あらかじめ町長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

#### (2) 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（町立学校にあつては町教育委員会、県立学校及び私立学校にあつては、学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来たさないよう配慮する。

#### (3) 園児・児童・生徒・学生に対する防災教育

ア 県教育委員会は園児、児童、生徒、学生に対する地震防災教育の実施について、公立学校（大学を除く。以下この項において同じ。）の管理者を指導する。

また、県は、私立学校に対し、公立学校に準じた防災教育を行うよう指導又は要請する。

イ 公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

また、県は、私立学校に対し、公立学校に準じた対策を行うよう指導又は要請する。

ウ 県は、高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図るものとする。

#### (4) 学校施設の耐震化

公立学校の設置者（町立学校にあつては町、県立学校にあつては県）は、文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、平成27年度までのできるだけ早い時期に、

耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

学校法人等が設置する私立学校については、県は、学校法人等に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。

(5) 文化財の保護

県及び町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

県教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、これに準じた教育及び研修を行うよう指導又は要請する。

(8) 社会教育等を通じての啓発

県町教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

## 1.5 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

## 第5節の2 危険物等災害予防計画

### 1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

### 2 実施責任者

火災予防責任者

### 3 実施内容

#### (1) 危険物施設の災害予防対策

##### ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

##### イ 大規模タンクの耐震化

容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

##### ウ 保安確保の指導

消防本部（北広島町消防本部をいう。以下同じ。）は、危険物施設の位置、構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

##### エ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

##### オ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。



また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

## (2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

### ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

これらの対策については、町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

#### (ア) 防災マニュアルの整備

#### (イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

#### (ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

#### (エ) 地震対策用安全器具の普及

#### (オ) LPガス集中監視システムの普及

### イ 火薬類取扱施設の予防対策

消防本部は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

#### (ア) 火薬類取扱施設への対策

#### (イ) 点検及び通報

## (3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

### ア 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

県は、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

#### (ア) 登録施設に対する指導

#### (イ) 登録外施設に対する指導

#### (ウ) 毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

### イ 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

#### a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

#### b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

##### (a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者

##### (b) 設備等の点検・保守を行う者

##### (c) 事故時における関係機関への通報を行う者

##### (d) 事故時における応急措置を行う者

#### c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水

設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

d 前記 c に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

f 前記 b に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

前記 (e) に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

ウ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

## 第5節の3 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

### 1 方針

地震の発生時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

### 2 実施責任者

町、県及び関係防災機関

### 3 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
  - ア 救助・救難用資機材
  - イ 消火用資機材
  - ウ 水防関係資材
  - エ 流出油処理用資機材
  - オ 陸上建設機械
  - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
  - キ 被災宅地危険度判定資機材

### 4 備蓄に関する基本事項

#### (1) 備蓄数量

備蓄数量は、町内に被害をもたらすと考えられる地震を対象とし、地域特性を考慮した被害想定調査結果や過去の災害事例を基に設定するものとする。

#### (2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、広島県地震被害想定調査報告書や近年発生した地震の教訓等を参考に品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

#### (3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、町及び県の3者が行うものとする。

##### ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度、可能な限

り1週間程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

#### イ 町

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

#### ウ 県

原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

#### (4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

#### (5) 備蓄場所

町は、町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

### 5 備蓄及び調達体制の確立

#### (1) 食料

##### ア 食料の備蓄

地震発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

##### イ 備蓄量等

###### (ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料の備蓄に努める。

町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

###### (イ) 備蓄品目

乾パン、アルファー化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、災害時要援護者や食物アレルギー患者等

への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

地震発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町及び県は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

地震発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町及び県は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

地震発生時において、「医療、救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、町、県及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

とする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

備蓄に当たっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等のほか、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町、県及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町、県及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町、県及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町及び県は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町及び県は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確保等に努める。

## 第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

### 1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

### 2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 町は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、地震災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）あるいは外国語の付記などの環境づくりに努める。
- (2) 町は、新たな住宅地等の開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

### 3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

#### (1) 組織体制の整備

町及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、地震発生時において施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

#### (2) 避難体制の整備

町及び県は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

なお、県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。



### (3) 施設・設備等の整備

町及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、町及び県は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、町、県及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、地震災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 4 在宅の避難行動要支援者対策

### (1) 組織体制の整備

町及び県は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

### (2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等、情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

### (3) 環境の整備

町は、在宅の避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

### (4) 防災器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

### (5) 避難行動要支援者名簿

ア 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援

者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### (6) 個別避難計画

ア 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 町は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### (7) 避難行動要支援者の避難誘導

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

### 5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

町及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

町及び県は、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

## 第7節 広域避難の受入に関する計画

### 1 方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

### 2 被災住民の受入

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、町と協議するものとする。

この場合、町は、町自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

### 3 被災住民の受入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、町へ通知する。

(2) 町は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

### 4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、町は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。